

## 平成 23 年 12 月 名古屋港審議会専門部会会議録

1 開催日時 平成 23 年 12 月 19 日 (月) 午後 3 時 00 分～午後 3 時 25 分

2 開催場所 KKR ホテル名古屋 3 階 蘭の間

3 出席者氏名 (50 音順、敬称略)

部会長 黒 田 達 朗 (名古屋大学大学院環境学研究科教授)  
足 立 敏 之 (中部地方整備局長)  
伊 神 邦 彦 (名古屋港管理組合議会議長)  
石 川 荘 資 (名古屋港長)  
宇佐美 英 世 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)  
小和田 亮 (港湾空港技術振興会会長)  
甲 斐 正 彰 (中部運輸局長)  
木 全 英 一 (東海倉庫協会会長)  
近 藤 隆 之 (愛知県建設部長)  
田 宮 正 道 (名古屋市住宅都市局長)

(委任状提出)

伊 藤 正 (名古屋港運協会会長)  
横 井 五 六 (名古屋港管理組合議会副議長)

(欠 席)

小 澤 敏 也 (名古屋海運協会会長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	山 田 孝 嗣
企画調整室長	錦 見 桂 司
総務部長	熊 澤 由 行
港営部長	森 俊 裕
建設部長	鈴 木 泰 治
企画調整室次長	恵 飛 須 朗
企画調整室政策推進担当参事	堀 田 信 寿
総務部県市政策調整担当参事	山 田 淳

# 会 議

[開会の辞]

○司会者・尾崎調整担当課長 定刻となりましたので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座りまして進めさせていただきます。

初めに、お手元に配付させていただいております本日の審議資料につきまして、確認をさせていただきます。

お手元にご用意しておりますのは、本日の次第、席次、審議会委員と専門部会委員の名簿、「名古屋港港湾計画書（案）」、「名古屋港港湾計画資料（案）」、「名古屋港審議会専門部会」と書きまして黄色の横書きの冊子でございます。次に、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する付属資料」、「名古屋港審議会関係例規集」、そして、「PORT of NAGOYA」、「ようこそなごやこうへ2011」、以上でございます。お手元にないようでしたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

本来なら、ご出席の委員皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もございまして、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、お名前をお願いできましたら幸いです。

当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、部会長からのごあいさつをもちまして会議に入らせていただきます。部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長あいさつ]

○黒田部会長 部会長を務めさせていただいております名古屋大学の黒田でございます。

座ったままで進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」の2点でございます。よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、早速でございますが、議事を進めてまいりたいと思います。

初めに、管理者からごあいさつをお願いいたします。

[管理者あいさつ]

○山田副管理者 副管理者の山田でございます。管理者にかわりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、本港の港勢でございますが、平成23年1月から9月までの総取扱貨物量は、1億3,791万トンと、東日本大震災等の影響により、前年同期に比べ1.6%の減少となりました。一方、コンテナ貨物につきましては、193万個と、前年同期に比べて3.9%の増加となっております。本港の港勢は徐々に回復してきておりますが、このところの海外景気の減速や円高に加え、タイ中部で発生しました大洪水等の影響によりまして、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした中、本港では、今年5月の国際バルク戦略港湾の選定を受けて、さらなる国際競争力の強化を図るため、国際バルク戦略港湾実現に向けた育成プログラムを作成し、これに基づいて地元関係者と協議を鋭意進めているところでございます。また、港湾法の改正により導入されました港湾運営会社制度への対応につきましては、コンテナ埠頭を対象に制度導入の検討を進めているところであります。

引き続き、我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」の実現を目指し、港湾コストの低減や利用者サービスの向上など、本港のさらなる利用促進に努めてまいります。

一方、港の安全確保につきましては、東日本大震災による甚大な被害を教訓に、十分な検証を行うとともに、国や愛知県、名古屋市など関係機関とも連携しながら防災計画の見直しを進め、本港の防災機能の強化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

加えまして、人々に親しまれる港づくりにつきましても十分に意を注ぎ、積極的に推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日諮問させていただきましたのは、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」及び「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

[委員出席状況報告]

○黒田部会長　　ありがとうございました。

それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告いただきます。

○事務局・尾崎調整担当課長　　それでは、ご報告させていただきます。

委員総数 13 名のうち、本日ご出席いただいております委員 10 名、委任状をいただいております委員は 2 名でございますので、合計 12 名の委員がご出席となります。

したがいまして、名古屋港審議会条例第 7 条第 2 項に定めております委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

[会議録署名者の指名]

○黒田部会長　　ありがとうございました。ただいまのご報告のとおりでございます。

続きまして、本日の会議録の署名をお願いする方でございますが、本日は木全委員と近藤委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

[審議]

○黒田部会長　　それでは、審議に入りたいと思います。

最初に、「名古屋港港湾計画の軽易な変更について」、説明をお願いいたします。

○錦見企画調整室長　　企画調整室長の錦見でございます。よろしくお願申し上げます。

着席にて失礼をいたします。

本日ご審議いただきます名古屋港港湾計画の軽易な変更（案）についてご説明させていただきます。

お手元には、変更理由や変更計画の規模、配置などを記載いたしました「名古屋

港港湾計画書（案）」及び「計画資料（案）」という縦型の冊子を配付させていただいておりますが、軽易な変更に関する説明は、わかりやすく取りまとめました黄色い横書きの印刷物でご説明をさせていただきたいと思います。あわせて前面にスクリーンもご用意させていただいておりますので、それもお覧いただきたいと思います。それに従って概要をご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料では3ページをお開き願いたいと思います。まず、今回の軽易な変更の位置図でございます。変更は2件でございます。1件目は内港地区の一州町に、2件目は同じく内港地区の潮見ふ頭に、それぞれ専用埠頭を位置付けるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。それでは、一州町の専用埠頭計画についてご説明いたします。図の下側、内港地区稲永ふ頭において、現在一般廃棄物や浚渫土砂による埋立事業を進めようとしているところでございます。この埋立予定区域内に名古屋税関所管の小型栈橋がございまして、この移設が必要となっていることから、その移設先である一州町に小型栈橋を1基位置付けるものでございます。

続いて、潮見ふ頭の専用埠頭計画についてご説明いたします。名古屋港内に立地するリサイクル関連企業から、リサイクル原料及び製品の輸送について、現在は主に陸上輸送中心となっておりますが、今後は海上輸送へ転換を図りたいとの要請がございました。本組合といたしましても名古屋港の利用促進につながるものと判断をし、潮見ふ頭に水深6メートルのドルフィン1バースを位置付けるものです。

以上が軽易な変更の計画内容でございます。

続いて、環境への影響と評価でございます。今回の計画では、専用埠頭計画の変更に伴う負荷の変化は小さいことから、周辺環境に与える影響は軽微であると考えられます。

最後に、今後のスケジュールでございます。本計画案につきましては、本日の専門部会における諮問、答申をいただきました後、名古屋港管理組合公報にて公示をする予定でございます。

以上で名古屋港港湾計画の軽易な変更（案）についての概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒田部会長      ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問又はご意見がありましたら、どうぞご発言ください。

小和田委員。

○小和田委員 二つ目の専用埠頭計画のご説明について、立地企業の要請に対応するため計画を変更するということが大体わかりましたけれども、当該企業の業務の中身と当該バースの必要性について、もう少し具体的なお説明がいただけたら、お願いします。

○黒田部会長 では、事務局からお願いいたします。

○錦見企画調整室長 まず、立地予定の企業ですけれども、株式会社ダイセキという会社でございまして、資本金は 63 億円ほどの大きな企業でございます。東証の一部、名証の一部にも上場されているような上場会社です。本社は名古屋市港区船見町、ここのちょっと北側のところですが、そこに構えておりまして、全国 6 カ所に事業所と関連会社がございます。事業としては、産業廃棄物の処理と資源リサイクルに関する総合的な事業を行っております。

先ほども申し上げましたとおり、これまで陸上輸送でそれぞれ輸送されておりましたけれども、新しい物流の展開として、原料になる産業廃棄物を排出する企業、廃棄物を受け入れリサイクル製品を製造する企業ということで、その原料と燃料とする企業の 3 社が連携することによって資源の循環を構築しているような会社でございます。

日本を代表するものづくりの一大集積地である中部圏は、幅広い種類の産業廃棄物が排出されておりますから、環境への配慮が非常に高いということから、CO<sub>2</sub>の削減も含めて物流の効率化を図りたいということで、私どもとしても非常にいいことではないかと考えております。

こういふことで、潮見ふ頭の西側に海上輸送用のマイナス 6 メートルのドルフィンを設置するということになったものでございます。

○黒田部会長 小和田委員、よろしいでしょうか。

○小和田委員 大体わかりましたけれども、そうすると、当該ドルフィンで扱う貨物としては、出入り両方ありますか。細かくはわかりませんが、入ってくる貨物と、それから当該ドルフィンから搬出される貨物。

○錦見企画調整室長 どちらもございます。どちらかといいますと、入ってきますのは

廃油とかビルジの受け入れを予定されておまして、出すほうは廃油を原料とした液状の燃料とか汚泥を原料としたセメント原料のようなものを出荷するとお聞きしております。

○小和田委員　はい。

○黒田部会長　ありがとうございました。ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見が出尽くしたようなので、本件につきましては、管理者の諮問案を適当と認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することを決定いたしたいと思います。

続きまして、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」、ご説明をお願いいたします。

○森港営部長　港営部長の森でございます。よろしく申し上げます。着席して説明させていただきます。

お手元の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」をご覧ください。

1 ページをお開きください。負担対象工事の指定につきましては、港湾管理者が緑地整備や漂流物除去など環境の整備のために実施した工事のうち、港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき定めるものでございます。

2 ページをお開きください。1 負担対象工事は、表の①から③まで、3種類の工事でございます。①は港湾環境整備施設の建設又は改良の工事で、工事に要した費用は7,810万円、内容は中川運河（堀止）緑地、金城ふ頭中央緑地の整備工事を対象としております。②は港湾環境整備施設の維持の工事で、工事に要した費用は1億8,067万5,000円でございます。③は港湾における漂流物の除去等のための工事で、工事に要した費用は3,090万7,000円。合わせまして2億8,968万2,000円となるものでございます。

右側、3ページをご覧ください。2 負担割合についてご説明をいたします。①の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事の負担割合は、2分の1又は8分の1としております。これは、施設の利用者が、主として港湾関係者か、又は一般住民の方も利用するのかによって区分するものでございます。②の港湾環境整備施設の維

持の工事及び③の港湾における漂流物の除去等のための工事の負担割合は、それぞれ2分の1としております。

次の4ページをお開きください。3 工場又は事業場の総面積、すなわち負担の対象となる敷地の総面積についてご説明をいたします。①の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事につきましては、臨港地区内で3,722万3,000平方メートルでございます。この面積には、一番下の欄外記載のとおり、事業場予定面積272万5,000平方メートルを含んでおります。②の港湾環境整備施設の維持の工事につきましては、負担区域は臨港地区内で3,449万8,000平方メートルとなります。③の港湾における漂流物の除去等のための工事につきましては、負担区域は臨港地区や水面貯木場などの港湾区域において3,748万2,000平方メートルとなるものでございます。

次の5ページは緑地整備箇所図で、施設の整備箇所を黒い丸印でお示ししております。

続きまして、負担金徴収予定額についてご説明をいたします。別冊の「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する付属資料」をご覧ください。

付属資料の4ページ、5ページをお開きください。3 港湾環境整備負担金徴収予定額は、①から③までの工事に要しました費用に負担割合を乗じた額を基準として、事業場の面積割合により算定をいたしております。

5ページの表の右から三つ目、負担金徴収予定額の欄をご覧ください。①の港湾環境整備施設の建設、改良の工事に係る分が1,466万7,000円、②の港湾環境整備施設の維持の工事に係る分が6,816万1,000円、③の港湾における漂流物の除去等のための工事に係る分が1,251万9,000円で、合計いたしまして9,534万7,000円となります。

表の右から二つ目、一番下の合計欄をご覧ください。1平方メートル当たりの負担金額は3円59銭で、昨年度より67銭の減少となっております。

なお、この案につきましては、去る10月4日に負担対象事業者の代表の方々にお集まりをいただきまして、本年度の負担対象工事の内容及び1平方メートル当たりの負担金額等についてご説明を申し上げ、ご了解をいただいております。

説明は以上でございます。

○黒田部会長 ありがとうございます。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問又はご意見がございまし



たら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

小和田委員。

○小和田委員 提案の内容については異議ありません。それを前提にして、お願い等を一つ二つ申し上げます。

そもそも環境整備負担金のこの案件というのは非常に実務的で、港湾管理者の方々、それから直接負担金を徴収される企業の方々などは相当熟知をしておられるに違いないと思いますけれども、一般の方々、あるいは私自身にとりましても、十分完全に理解できているというところではありません。というのは、港湾法があり、管理者の制定される条例があり、しかも対象工事があって、何々区域があって、複雑かどうかは知りませんが、非常に重層的な概念がぐーっと連続して、最後にどの企業が幾ら負担をするとなっているものですから。

要望ですが、そのうち、お暇なときでいいですけども、この負担金の徴収までのプロセスについて、手続的なものは今回も載っていましたけれども、概念的な流れをもうちょっとどなたにもわかるような形で整理をしておかれると、多分この審議会のためだけでなく、幅広く管理者がいろいろな方に説明する上でもいいかなと思いますし、少なくとも私にとっても大変助かると思いますので、ちょっと考えていただけませんか。

○黒田部会長 事務局、いかがでしょうか。

○森港営部長 確かにこの制度自体、非常にわかりづらいといえますか、日本全国の港というわけではなくて、主として六大港を中心として適用されているような制度でもございます。付属資料等の中に流れの説明があり、後段に港湾法あるいは条例等の記載でこの制度自体の説明も若干しておりますけれども、委員ご指摘のとおり、だれが見てもプロセス等々がわかるというような形にはなかなかない部分もございますので、その辺は要望として受けとめて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小和田委員 ぜひお願いしたいと思います。

一例として、付属資料の中で、この話は、工事の種類のところ①が環境整備施設の建設、改良の工事、②が同じ環境整備施設ですけども維持の工事、③が別の港湾における漂流物の除去等のための工事と、こう3分類していろいろ説明がされ

ていて、4ページ、5ページあたりもその三つの分類に沿ってずっと来ておるんですけれども、6ページに来ますと、この表の整理は、縦軸は業種で、それぞれの業種がどのような負担をするかという整理をしているんですけれども、横軸が二つになっていますよね。ここで私は一瞬混乱したんです。さっきの①、②、③とずっと論じてきた①と②が、新しく「港湾環境整備施設の建設・維持工事」というふうにまとめられていて、③に相当するのが2番目の「港湾における漂流物の除去等の工事」になっている。まとめているので別に間違いではないんですけれども、①、②、③でずっと追っかけてきたのでちょっと戸惑った。これは一例でございますけれども、どうぞよろしくをお願いします。

○黒田部会長　　では、ご指摘の点は、また来年度に向けまして事務局でご検討いただくということでよろしいでしょうか。

○森港営部長　　ただいまの指摘を含めて、持ち帰って検討させていただきます。

○黒田部会長　　小和田委員、よろしいですか。

○小和田委員　　はい。

○黒田部会長　　ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

特にないようでしたら、この件につきましても管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。それでは、原案のとおり答申することに決定いたします。

以上をもちまして審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からごあいさつをお願いしたいと思います。

〔管理者あいさつ〕

○山田副管理者　　管理者にかわりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議をいただき、また貴重なご示唆を賜りまして、深く感謝申し上げます。

今後とも、名古屋港の発展のため、格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

〔部会長閉会あいさつ〕

○黒田部会長　　ありがとうございました。

会議の終了に当たりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、ご熱心な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。皆様のご協力によりまして適切な答申ができますことを心からお礼申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

では、これを持ちまして名古屋港審議会専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

○司会者・尾崎調整担当課長　　ありがとうございました。

なお、この後、午後4時より同じ階にあります芙蓉の間におきまして名古屋港審議会が開催されます。しばらくお時間がございますが、引き続きご出席賜りますようお願いいたします。

会議録署名者 部 会 長 黒 田 達 朗

委 員 木 全 英 一

委 員 近 藤 隆 之